

盛岡市学校給食懇話会要綱

平成30年 7 月11日
教育長決裁

(設置)

第1 盛岡市立小中学校の学校給食（以下「学校給食」という。）の今後の在り方を検討するに当たり、関係者や知識経験者の意見を求め、「第二次学校給食施設整備実施計画」の策定の参考にするため、盛岡市学校給食懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 懇話会は、次に掲げる事項について調査検討する。

- (1) 学校給食の在り方に関すること。
- (2) 学校給食施設の整備の方向性に関すること。

(組織)

第3 懇話会は、委員15人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学校関係者
- (2) 児童生徒の保護者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他教育長が必要と認める者

2 委員の任期は、平成31年 3 月31日までとする

(会長及び副会長)

第4 懇話会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 懇話会は、会長が招集する。

(庶務)

第6 懇話会の庶務は、学務教職員課において処理する。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、懇話会に諮って会長が定める。

(実施期日)

第8 この要綱は平成30年 7 月11日から実施する。